

和歌山県監査公表第12号

令和4年9月6日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

県土整備部道路保全課

監査実施年月日 令和4年9月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、更に調査を進め、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>指摘事項 令和4年11月に調査及び原因究明が完了した。 また、今回判明した原因を踏まえ、道路照明灯電気契約事務に係る手引書を作成し、各建設部に適正な契約手続の徹底を依頼した。 なお、電気料金の支払に当たっては、当該手引書に基づき、本課及び各建設部の双方において確認を行うこととした。</p>